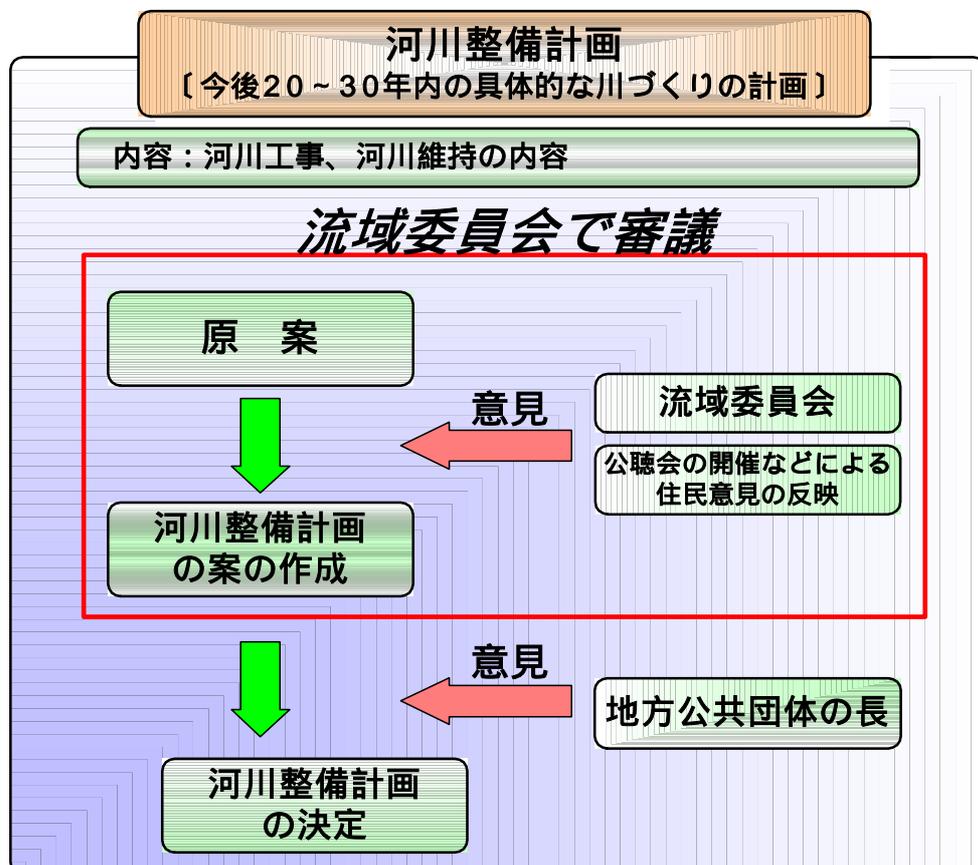
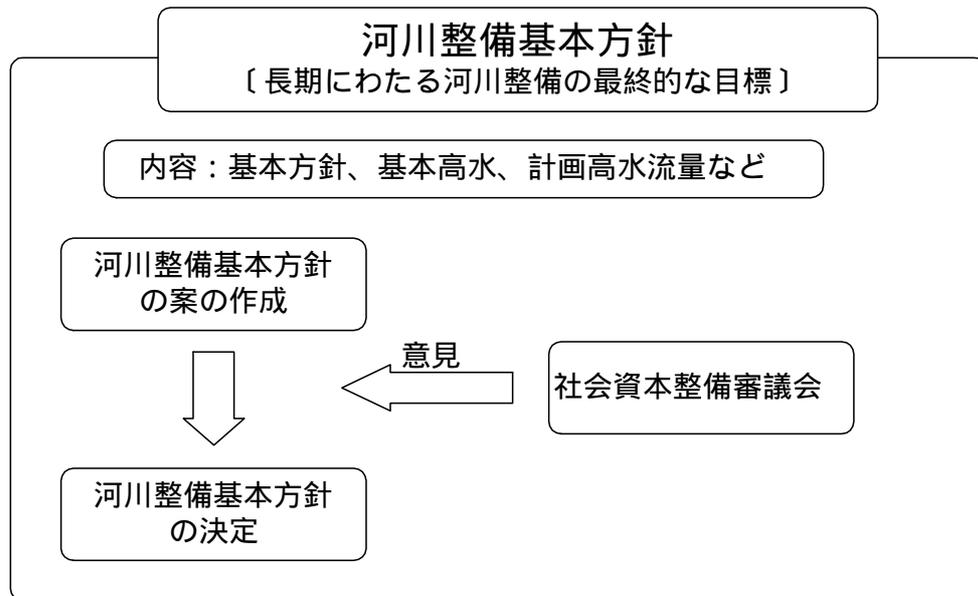


審議内容について

1. 河川法の改正(平成9年)による新しい計画制度

流域委員会では、概ね20～30年間におこなう河川整備の内容(河川整備計画)を審議します。



2.流域委員会における審議内容について

(1) 審議対象事項

天竜川における「治水」「利水」「環境」それぞれにおける現状と課題を整理し、今後 20～30 年間の河川整備計画の目標とその対策方法を審議します。

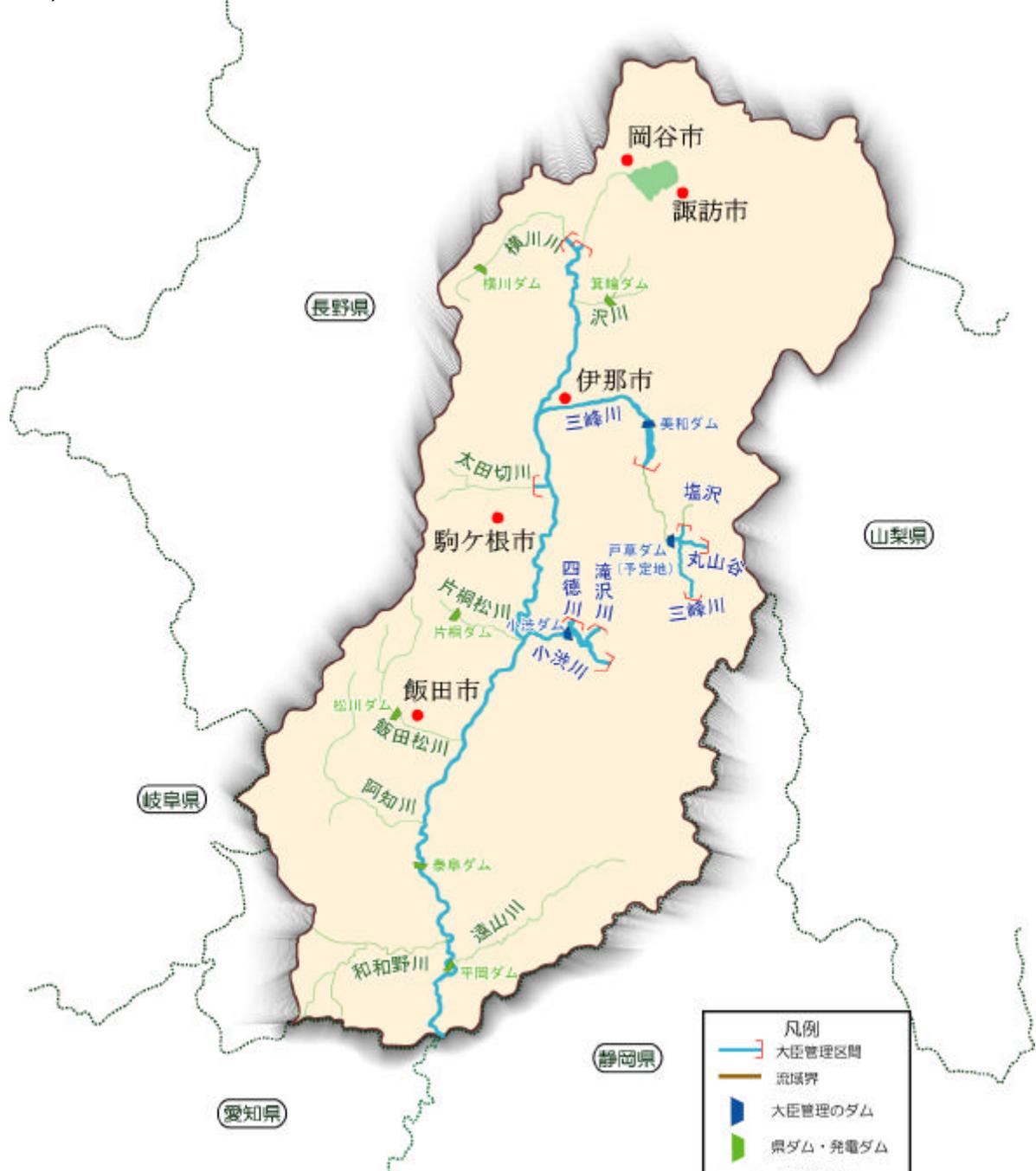


「河川整備」とは、河川工事や河川の維持管理などをいいます。

(2) 審議対象区間

- ・大臣管理区間（国土交通省が整備・管理をおこなっている区間）
- ・諏訪湖など対象区間外において大臣管理区間に密接に関わる事項については柔軟に議論をおこないます。（別途河川管理者が関係機関と調整をおこないます。）

a)天竜川上流部の大臣管理区間



天竜川（本川）：長野県境～昭和橋（約110km）
横川川：本川合流点～JR飯田線橋梁（約0.2km）
三峰川：戸草ダム（予定）貯水池周辺（約11km）
本川合流点～美和ダム貯水池上流端（約19km）
太田切川：本川合流点～太田切橋（約2km）
小渋川：本川合流点～小渋ダム貯水池上流端（約15km）

区間延長にはダム貯水池内の支川を含みます。

b)天竜川下流部の大臣管理区間



天竜川(本川) : 河口~長野県境(約95km)
 大入川 : 新豊根ダム貯水池周辺(約11km)

区間延長にはダム貯水池内の支川を含みます。